

旭川水害タイムライン（事前防災行動計画）検討会 設置要綱 （案）

（目的）

第1条 この要綱は、台風等による風水害に備えたタイムライン（事前防災行動計画）を検討することを目的として設置する「旭川下流域を対象としたタイムライン（事前防災行動計画）検討会」（以下「旭川水害T L検討会」という。）に関する必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第2条 旭川水害T L検討会は、次の各号の事項について所掌する。

- 1 旭川下流域の国管理区域内における台風等による風水害に備えたタイムライン（事前防災行動計画）の検討
- 2 その他必要な事項

（組織構成）

第3条 旭川水害T L検討会の組織構成は、以下のとおりとする。

- 1 旭川水害T L検討会の組織は、別紙に掲げるものとする。
- 2 旭川水害T L検討会の組織の変更は、必要に応じ、会議に諮って承認を得るものとする。
- 3 旭川水害T L検討会は、座長を置くものとする。
- 4 座長は、会務を総括し、旭川水害T L検討会を代表する。

（WGの設置）

第4条 旭川水害T L検討会は、ワーキンググループ（以下、「WG」という。）を設置することができる。

- 2 WGの設置にあたっては、WGの検討事項、委任事項及び参加機関を定めるものとする。

（会議の招集等）

第5条 旭川水害T L検討会は、座長の招集により会議を開催する。座長は、必要に応じて組織以外の機関等の出席を求め、意見を聴くことができる。

（公開）

第6条 会議及び会議配布資料は原則として公開とする。ただし、座長の判断により非公開とすることができる。

- 2 会議における議事要旨は、会議後、事務局が作成し、あらかじめ座長に確認の上、国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所ホームページに公開するものとする。

(検討会の任期)

第 7 条 任期は、旭川水害 T L 検討会の所掌事項が完了するまでとする。

(事務局)

第 8 条 事務局は、別紙に掲げる機関で構成し、国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所
におく。

2 事務局は、会議の運営に関する事務その他の事務を処理する。

(雑則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、旭川水害 T L 検討会の運営に必要な事項は、座長が
その都度会議に諮って定める。

(附則)

この要綱は、平成 2 8 年 月 日から施行する。

旭川水害タイムライン検討会 組織

【座 長】

特定非営利活動法人 環境防災総合政策研究機構 環境・防災研究所 副所長 松尾一郎

【参加機関】

岡山市 危機管理室
岡山市 市民協働局
岡山市 北区役所
岡山市 中区役所
岡山市 東区役所
岡山市 南区役所
岡山市 保健福祉局
岡山市 経済局
岡山市 都市整備局
岡山市 下水道河川局
岡山市 消防局
岡山市 教育委員会
岡山県 危機管理課
岡山県 土木部 防災砂防課
岡山県 土木部 河川課
岡山県 備前県民局
岡山県 警察本部
気象庁 岡山地方气象台
陸上自衛隊 日本原駐屯地 第13特科隊
中国電力(株) 岡山支社
西日本電信電話(株) 岡山支店
岡山ガス(株)
西日本旅客鉄道(株) 岡山支社
岡山電気軌道(株) 電車事業本部
両備ホールディングス(株) 両備バスカンパニー
八晃運輸(株)
宇野自動車(株)
日本放送協会 岡山放送局
山陽放送(株)
岡山放送(株)
テレビせとうち(株)
西日本放送(株)
(株)瀬戸内海放送
岡山ネットワーク(株)
(株)岡山シティエフエム
岡山都市整備(株)
(株)天満屋 防災センター
山陽S C開発(株)
ペスカ岡山 防災センター
NPO法人まちづくり推進機構 岡山
中国地方整備局 岡山国道事務所
中国地方整備局 岡山河川事務所

【オブザーバー】

中国地方整備局 企画部防災課
中国地方整備局 河川部水災害予報センター
中国地方整備局 道路部道路管理課

【アドバイザー】

岡山大学大学院環境生命科学研究科 教授 前野 詩朗
元気象庁予報課長 村中 明

【事務局】

岡山市 危機管理室
中国地方整備局 岡山河川事務所
中国地方整備局 岡山国道事務所
岡山地方気象台

敬称略